

会 員 各 位

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
会 長 平 石 朗  
(公印省略)

### いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について(改訂その1)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言については、令和2年5月14日に39県における解除されましたが、解除後においても再度感染が拡大する可能性があることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」からの提言に基づいて、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」に移行していくことが求められました(別紙1参照)。

これを受けて、当会として、高齢者介護施設・事業所における感染防止措置の考え方について、令和2年5月14日全国老施協発183号「いわゆる『新しい生活様式』に関する留意点について」によってお示しいたしました。

その後、緊急事態宣言は5月25日に全ての都道府県において解除され、今後は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月25日新型コロナウイルス感染症対策本部改定)」に基づき、3週間ごと(注:①~6月18日、②6月19日~7月9日、③7月10日~7月31日)の3段階緩和が求められることとなります(別紙2参照)。この緩和段階の運用方針については各都道府県から具体化されて示されるものと考えられますが、そのいずれの場合であっても、基本的にはいわゆる「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防するための「新しい生活様式」の定着が前提とされているところであり、感染拡大前の生活様式に完全に返ることまでが妥当とされているわけではないことに十分留意することが必要です。

一方、高齢者介護施設・事業所においては、感染症への抵抗力が弱い利用者の生命の安全を第一に考える立場から、最大限の感染防止措置をとってきたところであり、このことが我が国の高齢者介護入居施設における感染者数や死亡者数の抑制に大きく寄与してきたものと考えられます。このため、上記のように緊急事態宣言の解除がなされる中であって、これまでの感染防止措置を直ちに全面的に緩めてしまえば、せっかくこれまで努力してきたことが水泡に帰す危険性もあります。現に緊急事態宣言の解除が最後となった5都道県(東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道)内においては現時点でまだクラスターの発生事例が報告されており、その前に解除された8府県(大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、石川、福岡、茨城)

内においても、一定数の新規感染の発生が報告されております。また、他国においては終息したものとされた後に感染の第2波が発生した例があり、我が国においても、その規模は別としても第2波、第3波の発生を予想する考え方が根強くあります。

これらのことを踏まえ、3週間ごとの3段階緩和の趣旨を踏まえつつ、高齢者介護施設・事業所における感染防止措置の緩和に関する基本的な考え方を下記の通りお示しします。なおこの基本的な考え方は現時点でのものであり、今後感染の状況に応じ、感染症専門医の意見なども総合的に勘案して適宜必要な見直しを図って参ります。

## 記

### 1. 介護業務における感染防止の取り組み

介護業務においては、利用者に対するいわゆる「三つの密」を避けられない中で、介護保険最新情報 vol.808 等の厚生労働省の各種通知に沿って出勤前検温・マスク着用・手洗い徹底をはじめとする最大限の感染防止の取り組みをしていただいていたところであり、このことが利用者に対する感染防止の最後の砦として機能してきたものと考えられます。このため、感染のリスクがなくなったと考えられるまでの当分の間は、基本業務としてこの取り扱いを継続する必要があると考えられます。

なお、過去には休憩室におけるクラスター発生も散見されたところですので、消毒やマスクの着用、換気の徹底などの取組を継続していただければと存じます。

### 2. 利用者の感染可能性の確認や利用制限

デイサービスを中心とした利用者が、家族や地域から感染し、介護事業所に持ち込むリスクはまだ完全に無視できるほどに小さくなったものとは考えられないと思われま

す。このため、感染している可能性がないかどうか利用前に体温や体調を確認することの取り扱いについては、感染のリスクがなくなったと考えられるまでの当分の間は、基本業務としてこの取り扱いを継続することが必要であると考えられます。

また、利用者やその家族等の旅行、都道府県間の移動、イベント参加などの外出については、3段階の段階的な緩和を厳守する必要がある旨を、ご本人や家族等に対して周知する取り組みも重要であると考えられます。

デイサービス等においてこれまで利用制限をしてきた場合は、地域における感染状況に応じて各施設の判断で徐々に制限を解除していくことが考えられますが、その際も、利用者において特に、「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」を確保すること（例えば利用者同士が常に1～2m以上の距離を保てるよう工夫・配慮することや、スペースが密閉されないよう換気を良くすることなど）や、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底を図ることが大前提となると考えられます。

### 3. 職員の職場外での行動に対する指導

職員の職場内での介護業務等の取り扱いは上記1によりますが、各介護施設・事業所においては、職員の職場外での行動についても慎重な対応をとるよう指導をしてこられたことと存じます。しかしながら現状としては、職員が職場外で感染し、介護施設・事業所に持ち込むリスクはまだ完全に無視できるほどに小さくなったものとは考えられないと思われま

す。このため、感染のリスクがなくなったと考えられるまでの当分の間は、職場外での行動について3週間ごとの3段階緩和を踏まえつつも、慎重な対応をとるよう指導を継続することが必要であると考えられます。

具体的には、職員の職場外での行動について、「三つの密の回避」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの「新しい生活様式」を前提としつつも、3週間ごとの3段階緩和が求められる行動について、例えば1段階ずつ遅らせて対応するなど、可能な限り抑制的な対応をするよう指導をすることが考えられます。少なくとも、国が示す3週間ごとの3段階緩和の例示において対象外となっているライブハウスや接待を伴うバーなどの「三つの密」が回避できない施設への出入りや、緊急事態宣言の解除が最後となった5都道県（東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道）への第1段階中の旅行については厳に慎むよう徹底することが肝要と考えられます。

### 4. 家族等との面会等の対応

家族との面会の考え方については、令和2年5月14日全国老協発183号「いわゆる『新しい生活様式』に関する留意点について」の記の2によってお示しいたしましたが、現状としては、家族等が様々な場で感染し、これを面会の場面で介護施設・事業所に持ち込むリスクはまだ完全に無視できるほどに小さくなったものとは考えられないと思われま

す。しかしながら、面会制限の継続は、利用者、ご家族等のご不満や施設に対する不信感につながってしまいかねず、感染防止のための最大限の配慮をしつつ、徐々に現実的な措置をとっていくことが求められます。

これらのことから、家族等との面会については、同通知の記の2について次のとおり見直していくことが考えられます。

なお、改めて緊急事態宣言などの発令があった場合など、各地域において感染の再拡大の状況がみられた場合は、すぐに中止できるようにすることが必要となる点にご留意を願います。

また、タブレット・スマホ等を活用したWEB面会を導入することについては、引き続きご検討をお願いいたします。

## (1) 利用者の条件

- ① すべての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことから、これまで全面的な面会の制限を行ってきた場合は、それを緩和し、少なくとも看取り期にある利用者については面会を可能とすることが考えられます。

その上で、さらに看取り期以外の利用者全般に対する面会まで拡大するタイミングについては、各地域における感染のリスクには地域差が大きいことから、次の3つの地域にわけて、それぞれの感染のリスクを見極めながら次のように対応することが考えられます。

- a 緊急事態宣言の解除が最後となった5都道県

3週間ごとの3段階の緩和の第3段階がはじまる7月10日以降に、改めて地域における感染のリスクを見極めた上で、看取り期以外の利用者全般の面会を可能とすることが考えられます

- b その前に緊急事態宣言の解除がされた8府県

3週間ごとの3段階の緩和の第2段階がはじまる6月19日以降に、改めて地域における感染のリスクを見極めた上で、看取り期以外の利用者全般の面会を可能とすることが考えられます

- c それ以外の府県

看取り期以外の利用者全般の面会を可能とすることが考えられます

- ② 新型コロナウイルス感染症の感染またはその疑いのないこと

## (2) 面会者の条件

- ① 面会者が他の都道府県に居住・勤務している場合については、当該都道府県の感染リスクに応じて考える必要があります

- a 「緊急事態宣言の解除が最後となった5都道県」に居住・勤務している面会者については、3週間ごとの3段階の緩和の第3段階がはじまる7月10日までの間は看取り期のみの面会とすることが考えられます

- b 「その前に緊急事態宣言の解除がされた8府県」に居住・勤務している面会者については、3週間ごとの3段階の緩和の第2段階がはじまる6月19日までの間は看取り期のみの面会とすることが考えられます

- ② 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染していないこと（過去に感染し回復した場合には、施設職員等へご相談いただくこと）
- ④ 過去2週間内に発熱がないこと
- ⑤ 検温により平温より高くなっていないなど健康状態に問題がないこと（具体的には、別添「面会者健康チェックシート」の全てに該当しないこと）
- ⑥ 人数を最小限とすること

(3) 面会方法の条件

- ① なるべく居室での面会を避け、密閉されていない別室を設けるようにすること
- ② マスク着用を必須とすること（さらに飛沫を避ける方法として、施設の判断により、アクリル板やビニールカーテンなどの使用や、利用者と家族等と面会の距離をとるなどの工夫も考えられます）
- ③ 施設入所時及び面会後の手指消毒を必須とすること
- ④ あらかじめ施設で定めた短時間内とすること
- ⑤ 手を握ることは事前及び事後に手指消毒を着実に行えば差し支えないが、抱擁は避けること
- ⑥ 面会者が自身の涙や鼻水を触らないよう注意すること。また、面会者が利用者の涙や鼻水を拭う等しないよう注意すること

以上

(問い合わせ先)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル7階

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

新型コロナ対策チーム（北村・忽那（くつな）・下本）

TEL：03-5211-7700 fax：03-5211-7705

MAIL：[js.covid-19@roushikyo.or.jp](mailto:js.covid-19@roushikyo.or.jp)

## 面会者健康チェックシート

(ひとつでも該当があれば施設職員へご相談下さい)

- 発熱している
- 過去 2 週間以内に熱があった
- だるい
- 気持ち悪い・吐き気がある
- 過去 1 週間以内に嘔吐した
- のどが痛い
- 下痢をしている
- くしゃみ、鼻水がある
- 目が赤い、または結膜炎がある
- 1 か月以内に始まった咳がある
- 1 か月以内に始まった匂いにくさがある
- 1 か月以内に始まった味の感じにくさがある
- 同居している人が発熱している

自治医科大学 医学部 笹原 鉄平 氏・日本医療研究開発機構 (AMED) 「長期滞在型高齢者福祉施設における効率的な感染症対策プログラムの開発」班) ご提供

#### 4. 今後の行動変容に関する具体的な提言

##### (1) 感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
  - ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
  - ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域（以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。）であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。
- これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。
- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。
- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける。**
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う。**できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**     咳エチケットの徹底     こまめに換気
- 身体的距離の確保     「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務     時差通勤でゆったりと     オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン     名刺交換はオンライン     対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」抜粋  
(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定/  
令和2年5月25日変更)

## 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

### (外出の自粛等)

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。  
その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。  
また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①の段階からが想定される）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること（②の段階からが想定される）。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

#### (催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

#### (職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

#### (施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応するよう検討すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組（前記の1）②、2）、3）②、4）②）」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

# いわゆる「新しい生活様式」に関する留意点について（改訂その1）

2020年11月20日改訂

- 新型コロナウイルス感染症専門家会議が示している基本的対処方針に準じて、引き続き警戒が必要。
- 面会については、一部の地域を除いて、感染発生防止に最大限努力、場所、回数、時間、面会人数を限定する等の工夫により、実施することが考えられる。



厚労省の取扱い (5/29時点)	
1. 介護業務における感染防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して介護保険最新情報vol.808に準じて対応</li> <li>継続して介護保険最新情報vol.808に準じて対応 休憩室等におけるクラスター発生等へ注意</li> <li>5 都道府県の移動は行わない 県内移動を原則</li> <li>状況により県外からの人の移動も可能 ※ デイサービス等の利用制限は「三つの密」の回避、マスクの着用、手指衛生の徹底等を大前提に徐々に制限を解除する ※ 別途専門家による外出自粛緩和の検討がなされる場合もある</li> <li>5 都道府県の移動は行わない 状況により、県外からの人の移動も可能 ※ ライプバー等避ける。「三つの密」回避、マスクの着用、手指衛生の徹底 ※ 別途専門家による外出自粛緩和の検討がなされる場合もある</li> <li>原則として看取りに限り面会を認めることが考えられる</li> <li>原則として看取りに限り面会を認める 状況により、看取りではない方も一定の条件のもと面会を可能とする ※ 状況により「それ以外」地域と同様に対応</li> <li>過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと、面会者健康チェックシートの全てに該当していないこと等の要件を満たす場合に限り、面会を可能とする</li> </ul>
2. 利用者の感染可能性の確認や利用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 都道府県</li> <li>それ以外</li> </ul>
3. 職員の行動等 <small>* 専門家会議対処方針より1段階遅らせて対応</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 都道府県</li> <li>それ以外</li> </ul>
4. 家族等との面会 <small>* 別途、都道府県知事等の要請や指針があれば、それに依る</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 都道府県</li> <li>8 府県</li> <li>それ以外</li> </ul>

5 都道府県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都、京都府、兵庫県  
 8 府県：福岡県、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県

# 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る面会に関するお願い

以下の対象施設用  
5都道県 7/9迄  
8府県 6/18迄

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)については、各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族のみなさまもご不安なことと存じます。

特に、高齢者や基礎疾患を有するかたについては重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。

今般、「緊急事態宣言」は解除されるに至りましたが、抵抗力の特に弱い高齢者が利用される高齢者介護施設においては、感染リスクを慎重に判断し、感染拡大を最大限防止する観点から、お看取り期以外の面会制限についてご協力をお願いしております(なおWEBによる面会が可能ですのでご利用ください)。

## 厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年4月7日介護保険最新情報vol.808 厚生労働省結核感染症課ほか)

1 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

施設名



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会について



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

本会は、全国約11,000事業所の会員からなる高齢者福祉・介護の事業者団体です。研修を通じた質の向上や、調査研究を通じて厚生労働省に対して政策提案等を行っています。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

MAIL: [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

\* 5都道県：東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道

\* 8府県：大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、石川、福岡、茨城

# 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る面会に関するお願い

緩和地域用

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という)については、各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族のみなさまもご不安なことと存じます。

特に、高齢者や基礎疾患を有するかたについては重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。厚生労働省からの対応の方向性の趣旨を踏まえつつ、いくつかの条件が確認できた場合について面会についてご対応させていただきます。

ただし、近隣地域の感染拡大等により、改めて制限についてお願いをする場合がありますので、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

## 【簡易チェック項目】 \*その他、施設側で気に係る事項があればご確認させていただく場合があります。

- 現在、緊急事態宣言の解除から十分な時間の経過していない、感染リスクの残る都道府県に居住・勤務していません
- 過去、2週間以内に感染者等との接触はありません
- 新型コロナウイルス感染症には感染していません（過去に感染し回復した場合には、お申し出ください）
- 過去2週間内の発熱がありません
- 本日の体温は（           ℃）で平温（入口でも検温いたします）
- 「面会者健康チェックシート」の項目に該当するものではありません
- 面会人数は1人です
- マスクを着用しています
- 面会前後の手指消毒を徹底します
- 15分程度の面会となることを了承しました
- 抱擁は行わないようにします
- 涙や鼻水を拭うなどの行為をしないようにします

施設名



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会について

**JS** 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

本会は、全国約11,000事業所の会員からなる高齢者福祉・介護の事業者団体です。研修を通じた質の向上や、調査研究を通じて厚生労働省に対して政策提案等を行っています。

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

MAIL: [js.jimukyoku@roushikyo.or.jp](mailto:js.jimukyoku@roushikyo.or.jp)

